

## ○春日市障害者等移動支援費支給事業実施規則

(平成 18 年 9 月 29 日規則第 55 号)

改正 平成 21 年 1 月 30 日規則第 5 号 平成 22 年 4 月 1 日規則第 33 号  
平成 24 年 7 月 6 日規則第 31 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号  
平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 53 号

(目的)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、障害のため屋外での移動が困難な障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の外出を支援するホームヘルパーの派遣を受ける費用について、移動支援費を支給することにより、障害者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 移動支援費の支給の対象となるホームヘルパーの派遣(以下「移動支援」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている 3 歳以上の者のうち、次に掲げるものとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める次のいずれかに該当するもの

ア 視覚障害 1 級又は 2 級の者

イ 肢体不自由 上肢、下肢若しくは体幹の機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害について 1 級の者

(2) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害児

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移動支援費の支給の対象としないものとする。

(1) 施設入所又は入院加療を要する者

(2) その他福祉事務所長が移動支援を受けることが適当でないと認める者

(移動支援の内容)

第3条 移動支援の内容は、次に掲げるもののうち福祉事務所長が必要と認めるものとする。

- (1) 余暇活動及び社会参加活動のため一人で外出する際の個別の外出支援
- (2) 複数の障害者等が、自主的活動を行う際の集団に対する外出支援
- (3) 家族での送迎が困難な場合の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)への送迎のための移動支援

2 移動支援の際に、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)を伴う支援が必要と認められる対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号イに規定する者
- (2) 前条第1項第2号に規定する者で、身体介護を伴う支援が必要と認められるもの
- (3) その他福祉事務所長が身体介護を伴う支援が必要と認める者  
(支援時間数等)

第4条 移動支援の1月当たりの時間数は、月80時間を限度(ただし、対象者が法若しくは介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく通所サービスを利用し、又は学校への通学等をしている場合は、月40時間を限度とする。)とし、対象者及び当該世帯の状況等を考慮して、福祉事務所長が定めるものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する移動支援の時間数については、当該時間数のうち、月5時間を限度とする。

2 移動支援の1日当たりの時間数は、8時間を限度とする。

3 前条第1項第2号の支援については、月2回(ホームヘルパーの訪問から辞去までを1回の支援とする。)を限度とする。

(移動支援費の支給)

第5条 市は、対象者が登録事業所(第13条の規定により登録した事業所をいう。以下同じ。)から第3条第1項第1号又は第3号に規定する支援を受けたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月厚生労働省告示第523号)別表第1の1のロ及びニ並びに同注6及び同注11の規定の例により算定した所要時間ごとの単位を合計した月の合計単位数に10円を乗じて得た費用の額に基づき、予算の範囲内において、月ごとに移動支援費を支給するものとする。

2 前項に規定する費用の額に基づく移動支援費の額の算定については、移動支援を行う登録事業所の主たる事務所の所在地にかかわらず、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年9月厚生労働省告示第539号)に規定する地域区分が本市が属する地域区分である場合の例によるものとする。

3 前2項に規定する費用の額に基づく移動支援費の額の算定については、法第29条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額の算定の例による。

- 4 前3項の場合において、対象者が法第29条に規定する介護給付費及び訓練等給付費並びに法第30条に規定する特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を同一の月に併せて受け、かつ、当該介護給付費等の支給を受けた法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)に係る自己負担額(当該障害福祉サービスに係る費用の額の合計額から、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等の合計額を控除して得た額をいう。)及び第1項に規定する移動支援費の支給を受けた移動支援に係る自己負担額(当該移動支援に係る費用の額の合計額から、前3項の規定に基づき算定した当該移動支援に係る移動支援費の額を控除して得た額をいう。)の合計額が負担上限月額(法第29条第3項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額をいう。)を超えるときは、その超える額を当該移動支援費の額に加算して支給するものとする。
- 5 市は、対象者が登録事業所から第3条第1項第2号に規定する支援を受けたときは、当該支援を受けた人員の数に250円を乗じて得た額と当該支援を行った人員の数(当該支援を受けた人員の数を限度とする。)に500円を乗じて得た額の合算額を30分単価として、この単価に利用時間数を乗じて得た費用の額の100分の90に相当する額を、予算の範囲内において、移動支援費として支給するものとする。
- 6 市は、対象者が移動支援を受けた登録事業所に前各項の規定による移動支援費の請求及び受領について委任をしたときは、当該対象者に対する移動支援費の支給に代えて、移動支援費として当該対象者に支給すべき額を当該委任を受けた登録事業所に支払うものとする。
- 7 福祉事務所長は、前項の規定による登録事業所に対する支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(支給申請)

第6条 移動支援費の支給を受けようとする者(18歳未満である対象者の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。))を含む。)は、春日市障害者等移動支援費支給(変更)申請書(様式第1号)により福祉事務所長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第7条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、対象者及び当該対象者の世帯の状況等を調査して、移動支援費を支給することを決定したときは春日市障害者等移動支援費支給決定通知書(様式第2号)により、支給しないことを決定したときは春日市障害者等移動支援費支給(変更)却下通知書(様式第2号の2)により申請した者に通知するものとする。

2 前項の規定により移動支援費の支給の決定をした場合における当該決定の有効期間は、当該決定を行った日から起算して1年を経過した日の属する月の末日までの期間を上限とする。

(移動支援の利用)

第8条 前条第1項の規定により移動支援費の支給の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、移動支援の利用に際しては、登録事業所の指示に従い、当該サービスの円滑な遂行に協力しなければならない。

(利用の変更)

第9条 利用者は、決定を受けた移動支援の内容について変更を希望するときは、春日市障害者等移動支援費支給(変更)申請書により福祉事務所に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、第7条第1項の規定に準じて必要な決定を行い、移動支援の内容を変更することを決定したときは春日市障害者等移動支援費支給変更決定通知書(様式第2号の3)により、変更しないことを決定したときは春日市障害者等移動支援費支給(変更)却下通知書により申請した者に通知するものとする。

(届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

- (1) 対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 移動支援を受ける必要がなくなったとき。

(支給の取消し)

第11条 福祉事務所長は、前条の規定による届出があったとき、又は利用者に対し移動支援費を支給する必要がなくなったと認めるときは、速やかに移動支援費の支給の取消しを決定し、春日市障害者等移動支援費支給決定取消通知書(様式第3号)により当該利用者に通知するものとする。

(事業所の登録申請)

第12条 この規則に基づく移動支援を行う登録事業所としての登録を希望する者は、春日市障害者等移動支援事業所登録申請書(様式第4号)により福祉事務所長に申請しなければならない。

2 登録の対象となる事業所は、移動支援を継続的に行うことができると認められる事業所で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に関する基準を満たし、法第36条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたものとする。

(登録)

第13条 福祉事務所長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、春日市障害者等移動支援事業所登録可否決定通知書(様式第5号)により申請した者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により事業所の登録を決定したときは、春日市障害者等移動支援事業所登録簿(様式第6号)に必要な事項を記載しなければならない。

(登録の取消し及び変更)

第14条 登録事業所は、登録の取消しを希望するとき、又は登録された事項に変更が生じるときは、速やかに春日市障害者等移動支援事業所登録取消(変更)申請書(様式第7号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、登録事業所が次条の規定に違反したときは、当該事業所の登録を取り消すことができる。この場合において、福祉事務所長は、取消しの理由を付した書面により当該事業所に通知しなければならない。

(登録事業所の義務)

第15条 登録事業所は、法令及びこの規則の規定に基づき、適正に移動支援を実施しなければならない。

2 登録事業所は、移動支援に関わるホームヘルパーに対し、その勤務中常に身分を証明する証票を携行させ、利用者の確認を受けさせるものとする。

3 登録事業所は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第3項の規定は、平成20年7月分以後の移動支援費について適用する。

附 則(平成22年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第23号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 53 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条・第 9 条関係)

春日市障害者等移動支援費支給(変更)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

春日市障害者等移動支援費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 2 号の 2(第 7 条、第 9 条関係)

春日市障害者等移動支援費支給(変更)却下通知書

[別紙参照]

様式第 2 号の 3(第 9 条関係)

春日市障害者等移動支援費支給変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

春日市障害者等移動支援費支給決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条関係)

春日市障害者等移動支援事業所登録申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 13 条関係)

春日市障害者等移動支援事業所登録可否決定通知書  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 13 条関係)

春日市障害者等移動支援事業所登録簿  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 14 条関係)

春日市障害者等移動支援事業所登録取消(変更)申請書  
[別紙参照]